

知って安心 民事調停（第2回）

Q 友人にお金を貸したのですがいくら催促しても返してくれません。裁判は敷居が高いのですが、話し合いなら自分一人でもできるかなと思います。民事調停を申し立てました。今後どのように手続が進められるのですか。

A 裁判所は、その事件を担当する調停委員2名の人選を行い、調停委員会の構成が決まると調停期日を指定して相手方に期日の呼出状と申立書副本を送付します。男女関係が問題の根底にある事件については、調停委員も男女のペアで担当するようにしています。

Q 調停期日はどのように進められるのですか。

A 通常、調停期日における事実関係の聴取などは調停委員が行いますが、裁判官と調停委員は随時、評議や打合せを行い、解決の方向性などについて緊密にコミュニケーションを取ります。多くの場合、双方から提出された書類を確認し、交互に話を聞きながら、双方にメリットのある解決内容を目指して調整します。1回の期日で解決に至らない場合には期日を続行し、調整を重ねます。話し合いがまとまれば、その内容を「調停条項」として記載した「調停調書」が作成されます。

Q 双方の譲り合いだけでは解決に至らない場合、裁判所から解決案が示されることはあるのですか。

A 裁判官と調停委員が評議・検討し、その事案に即して妥当と思われる解決案を示しながら進めていきます。解決案の内容に大筋で合意しながら、わずかな違いや感情的な対立によって最終合意に至らないケースもありますが、その場合、裁判所が「調停に代わる決定」という形で最終解決案を書面で示し、異議が出ずに確定することもあります。

Q 今回調停を申し立てられたトラブルだけでなく、それに関連して発生したトラブルについても解決したいのですが、可能ですか。

A 可能です。調停は、申し立てられたトラブルについての周辺事情を含むトラブル全体について包括的に解決することができる柔軟性のある手続です。関連するトラブルについても「調停条項」の中に織り込んで解決できます。

Q 話合いがまとまったのに、相手方が一定額の支払いなどの合意内容を守ってくれません。

A 「調停調書」には判決と同じ効力があるので、裁判所に強制執行の申立てをすれば、給与の差押えや強制的な取立てなどをすることができます。

(下野新聞 1 月 28 日より)